

熊本県監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により令和4年（2022年）6月1日から8月26日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県監査委員 藤井 一 恵
 同 竹 中 潮
 同 高 木 健 次
 同 増 永 慎一郎

1 監査対象機関

部局名	機関名
知事公室	知事公室付、秘書グループ、広報グループ、くまモングループ、危機管理防災課
総務部	人事課、財政課、県政情報文書課、総務厚生課、財産経営課、私学振興課、市町村課、消防保安課（防災消防航空センターを含む。）、税務課
企画振興部	企画課、統計調査課、地域振興課、文化企画・世界遺産推進課、交通政策課、情報政策課、球磨川流域復興局
健康福祉部	健康福祉政策課、健康危機管理課、高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、医療政策課、国保・高齢者医療課、健康づくり推進課、薬務衛生課
環境生活部	環境政策課、水俣病保健課、水俣病審査課、環境立県推進課、環境保全課、自然保護課、循環社会推進課、くらしの安全推進課、消費生活課、男女参画・協働推進課、人権同和政策課
商工労働部	商工政策課（福岡事務所を含む。）、商工振興金融課、労働雇用創生課、産業支援課、エネルギー政策課、企業立地課
観光戦略部	観光交流政策課、観光企画課、観光振興課、販路拡大ビジネス課
農林水産部	農林水産政策課、団体支援課、流通アグリビジネス課、農業技術課、農産園芸課、畜産課、農地・担い手支援課、農村計画課、農地整備課、むらづくり課、技術管理課、森林整備課、林業振興課、森林保全課、水産振興課、漁港漁場整備課
土木部	監理課、用地対策課、土木技術管理課、道路整備課、道路保全課、都市計画課、下水環境課、河川課、港湾課、砂防課、建築課、営繕課、住宅課
出納局	会計課、管理調達課
教育委員会	教育政策課、学校人事課、文化課、施設課、高校教育課、特別支援教育課、学校安全・安心推進課、体育保健課、義務教育課、社会教育課、人権同和教育課
人事委員会事務局	
監査委員事務局	
労働委員会事務局	
議会事務局	
警察本部	

2 監査対象年度 令和3年度（2021年度）

3 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
企画振興部	統計調査課	(損害賠償金の支出について) 社会生活基本調査において、調査員のメールアドレスの登録を誤ったことにより、本来必要のなかった携帯端末の機種変更を行わせ、損害賠償を要する事案が発生している。 組織的チェックの徹底により、再発防止に努めること。
	交通政策課	(財産の管理瑕疵について) 小型機総合航空基地に設置しているゲートが強風により転倒し、空港制限区域立入禁止フェンスに衝突し、A社が所有するセンサーシステムを破損させ、賠償金を支払っている。 安全点検を行うなど、財産管理を適切に行うこと。
健康福祉部	医療政策課	(交付金の収入未済について) 国への交付金請求額を誤り、収入未済が生じている。 交付金の請求手続においては、請求額に漏れが生じないように、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。
商工労働部	労働雇用創生課	(免許の交付誤りについて) 職業訓練指導員免許交付について、次の課題がある。 (1) 規則に定める免許職種にない職種名で交付した免許証が2通あり、後日差し替えている。 (2) (1)に伴い、手数料を過徴収し、後日返還している。 組織的チェックの徹底により、再発防止に努めること。

土木部	河川課	<p>(公用車の毀損について)</p> <p>公用車の毀損額が大きい自損事故が 1 件、それ以外の自損事故が 1 件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>
	港湾課	<p>(国有資産等所在市町村交付金の交付について)</p> <p>特定の事業者にも保有財産の固定資産(港湾施設)を継続的に貸し付けている場合は、当該固定資産の所在する市町村に対し、国有資産等所在市町村交付金を交付しなければならないところ、対象市町村に交付金の支払いが行われていない。</p> <p>国有資産等所在市町村交付金法に基づき、交付漏れのないよう適正な事務処理を行うこと。</p>
教育委員会	文化課	<p>(電話料金の支払遅延について)</p> <p>令和 3 年(2021 年)4 月分のファクシミリ利用料金について、支払が遅れたため、遅延利息が発生している。</p> <p>支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>
議会事務局	議会事務局	<p>(経理事務について)</p> <p>経理事務について、次の課題がある。</p> <p>(1)一般需用費、一般役務費について、請求書の管理を怠り、複数の支払遅延を生じているものがある。</p> <p>(2)物品の購入代金について、支払われていないものがある。</p> <p>(3)「常時の費用」として交付された前渡資金について、毎月行うべき精算報告がなされていない。</p> <p>熊本県会計規則等に基づく適正な事務処理が図られるよう経理事務の総点検を行ったうえで、組織的な進行管理体制やチェック体制の強化に努めること。</p>
警察本部	捜査第一課	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による過失割合の高い人身事故が 1 件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>
	交通規制課	<p>(道路標識設置工事について)</p> <p>道路標識設置工事において、竣工認定の後に外部からの指摘により、誤った設計に基づき施工されたことが発覚し、是正工事を行ったものがある。</p> <p>設計図書の内容について、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めること。</p>

	警務課	<p>(源泉所得税に係る延滞税について)</p> <p>平成 30 年(2018 年)及び令和元年(2019 年)分の年末調整において、源泉所得税に徴収不足が生じ、不足分を法定納付期限後に納付したため延滞税が発生している。</p> <p>所得税法に基づき適切な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>
	警察学校	<p>(電気料金の支払遅延について)</p> <p>令和 3 年(2021 年)3 月分の電気料金について、支払が遅れたため、遅延利息が発生している。</p> <p>支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。